

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2022年（令和4年）11月22日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

また、同年12月19日に、同項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

(1) 2022年（令和4年）11月22日付け監査請求の要旨

2022年（令和4年）11月22日付け監査請求（以下「第1請求」という。）の要旨は、当該監査請求書及び補正書によれば、次のとおりである。

福山市長による「タカオスケートパーク福山」（以下「本件施設」という。）への公金の支出（本件施設の維持管理に要する経費、本件施設を利用するイベント・行事に係る経費その他本件施設が今後も存続することによって発生する全ての経費）は、福山市の治安を害するものであり、かつ、福山市民の生命、身体に危害を加える恐れがあるため、本件施設を廃止し、更地にして、今後公費でスケートボードを振興できないようにすることを求める。

福山市では、スケートボードのマナーがあまりにも悪すぎる。これまで、請求人の近所等で、深夜にスケートボードをする者が多く、非常に迷惑している。特に、福山駅前交番横の地下道では、人ごみの中で傍若無人にスケートボードをする者が後を絶たない。請求人は何度も110番通報をしているが、犯罪ではないので、警察も注意で済ませてしまい、事実上野放しである。このような状況では、いつ福山市民に対して死傷事故が発生してもおかしくない。請求人は再三にわたり福山市に罰則付きのスケートボード取締条例の制定を求めたが、無視されている。

スケートボードのマナーが悪い理由の一つに、スケートボードの美化があるのは明らかである。福山市長は、スケートボードを美化し、スケートボードで人を殺すための予算を制定して、本件施設を維持している。このような予算の執行は、公序良俗に反する違法なものである。

(2) 2022年（令和4年）12月19日付け監査請求の要旨

2022年（令和4年）12月19日付け監査請求（以下「第2請求」という。）の要旨は、当該監査請求書によれば、次のとおりである。

福山市が整備を始めた初級ボーダー用パーク（本件施設に隣接した場所に整備す

る初級者向けスケートボードパーク。以下「増設施設」という。)の建設の中止と、スケートボード振興に関する一切の公金の支出を禁止することを求める。

増設施設は、スケートボードマナー違反解消を口実に建設を開始しているが、同様の理由で本件施設が建設されたにも関わらず、マナーの悪さは解消していない。スケートパークが必要ならば、愛好家等が自分たちで建設すべきであり、福山市の公金を使う必要性はない。今回の工事費は、税金の無駄遣いであり、かつ、不必要な支出である。

第2 請求の受理及び監査の併合

第1請求については、2022年(令和4年)11月24日に提出された補正書と併せ、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2請求についても、同様に要件を具備しているものと認め、受理した。

第1請求及び第2請求(以下これらを「本件請求」という。)は、同一の理由に基づくものであり、併合して監査を実施することとした。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為

自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」旨規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為について

本件施設の存続、増設施設の建設その他スケートボード振興に関し今後発生する公金の支出のうち、本件請求において対象となる財務会計上の行為は何か。

(2) 当該財務会計上の行為は、公序良俗に反し、又は税金の無駄遣いであり、違法又は不当であると言えるか。

(3) 当該財務会計上の行為が違法又は不当である場合に、公金の支出差止めに加え、

本件施設の廃止及び更地にすることを求めることができるか。

2 監査対象部局

市民局まちづくり推進部

建設局土木部，都市部

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して，自治法第242条第7項の規定により，2022年（令和4年）12月5日に第1請求に関し新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2022年（令和4年）11月29日に請求人から陳述書及び新たな証拠が提出され，当日は，請求人が第1請求の要旨を補足する陳述を行った。

2 陳述の要旨は，次のとおりである。

今回監査請求をした理由は，福山市におけるスケートボードのマナーがあまりにも悪すぎるということであり，そのマナーの悪い理由の1つが本件施設の存在ではないかと考えている。本件施設がなかったころもスケートボードのマナーが悪かったが，その時のマナーの悪い人間の言い分は，滑るところがないということであった。そのためか，福山市は税金で本件施設を作り，滑る場所を作ったが，その結果，マナーが向上したかという点，そんなことはない。いまだに，福山駅前交番横の地下道や，請求人の自宅の横の歩道などで，傍若無人に走る姿が見受けられる。11月29日付けの陳述書に添付の新聞記事は全部本件施設ができた後の記事であり，結局本件施設はマナー向上には全く役に立たないどころか，マナーの悪いスケートボードの行為を美化することにつながっているのではないかと思う。このようなマナーの悪い行為を美化するような施設を今後も税金で維持することは，税金の無駄遣いではないかと考える。

最近でも市スポーツ振興課主催で大会が行われている。市スポーツ振興課も，マナー向上についてはフェイスブックなどを見ても全く訴えていない。むしろ野放し状態である。本件施設については，大会の時以外は本件施設とは関係ない場所でスケートボードで走ることが多いので，美化につながるのであればもう不要だというのが請求人の意見である。

3 第2請求に関する陳述は，請求人から必要はない旨の意思表示があり，実施しなかった。

第5 関係機関の陳述等

1 市民局まちづくり推進部並びに建設局土木部及び都市部に対して意見の陳述（請求人の陳述に対する見解を含む。）及び関係資料の提出を求めたところ，当該機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また，2022年（令和4年）12月19日に陳述内容を補足するため，当該関係機関の職員から聴取を実施した。

2 陳述等の要旨は，次のとおりである。

(1) 本件施設の設置経過、目的等について

芦田川の利活用を促進するための芦田川緑地かわまち広場（以下「かわまち広場」という。）の整備に当たり、利用者や市民の意見を反映させる場として設置した、「あしだかわ利活用推進委員会」において、市民団体から、スケートボードパークの設置について提案があった。市議会においても、東京2020オリンピックの正式種目になったスケートボードが、市内の公園では禁止されていることから、居場所づくり、にぎわいの創出という観点から、かわまち広場へのスケートボードパークの整備を求める要望が上がっていた。このため、スケートボードパークの設置を計画したものである。

なお、本件施設内での事故等に対する安全対策として、定期的に巡回を行うとともに、利用ルールやマナーを守ってもらうため、事前の利用者登録制度を導入したところである。

(2) 増設施設の建設経過、目的等について

2020年（令和2年）3月の本件施設の完成後もマナー違反が見られることから、同年7月及び11月には、警察、公園管理者、道路管理者が連携してパトロールを実施した。これは、マナー啓発に取り組むなどと同時に、本件施設の周知と本件施設への誘導をめざしたものである。

2021年（令和3年）8月に東京2020オリンピックが開催され、スケートボードの認知度が上がったことから、同月には危険行為や迷惑行為が繰り返されている原因を把握するため、市内の公園やスケートボード販売店においてヒアリング調査を実施した。その結果、本件施設は混雑している、初級者にとっては難易度が高い、夜間利用できないなど、多くの人がやむなく他の場所を利用していることが判明した。こうした調査結果を踏まえ、市では、本件施設に隣接した場所に、初級者用のスケートボードパークを増設することを決め、現在整備工事に着手しているところである。同時に、本件施設及び増設施設への照明設備の設置についても、検討となっているところである。

(3) 本件施設設置後も、スケートボードのマナー向上がなく、スケートボードを美化する本件施設に対する公金の支出は無駄遣いであるという請求人の主張について

本件施設設置後、スケートボードを始める人が増えたものと思われるが、その主な原因は、東京2020オリンピックにあると考えている。本件施設は、東京2020オリンピックの影響により、スケートボードがスポーツとして普及することが見込まれることから、その受け皿として整備したものである。よってマナー向上に欠く本件施設に対する公金の支出は税金の無駄遣いであるという、請求人の主張は当たらないものと考えている。

(4) マナー向上の取組及び啓発の具体について

2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）に、エフピコアリーナふくやま（福山市総合体育館）のコンセプトである、全ての人に開かれた、スポーツによるにぎわいづくりの拠点を実現するため、エフピコアリーナふくやま周辺の施設を活用した事業を行っている。その中で、スケートボード教室を開催している。教室においては、講師から、本件施設内でのマナー、その他禁止場所で滑走しない、迷惑行為は行わないなどのマナー啓発を行っているところである。当該事業を委託した民間事業者とマナーブックを作成し、2022年（令和4年）11月19日開催の教

室以降、マナーブックの配布を行っている。マナーブックについては、教室での参加者への配布に加え、市内にある2箇所のスケートボード販売店、3箇所のスポーツ用品店にも設置し、啓発を行っているところである。

また、市としては、公園でのスケートボードによる迷惑行為・危険行為、交通量の多い道路でのスケートボードの使用は禁止している。このような迷惑行為・危険行為を防ぐため、禁止看板の設置や警察と連携したパトロールなども行っている。

マナーについては、全てのスケートボーダーのマナーが悪いかというと、そうではない。一部の人が滑走してはいけないところで滑り、危険な滑り方をしていることが問題になっている。幅広くマナー啓発を地道に行っていく必要があると考えている。現在、マナーブックを作成し、教室での啓発活動を行っているが、今後は学校においても啓発するなど、マナー向上の活動を行いたいと考えている。

第6 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

各請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 本件施設及び増設施設の概要

(1) 本件施設について

本件施設は、本市千代田町一丁目ほかの1級河川芦田川の河川敷に整備された、かわまち広場の中にあるスケートボード及びインラインスケート専用施設である。

かわまち広場は、本市が設置及び管理を行う、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づく都市公園であり（2020年（令和2年）3月20日供用開始）、隣接するエフピコアリーナふくやま及び総合体育館公園との利活用における相乗効果を図るため、エフピコアリーナふくやま2階と連絡橋で連結されている。

かわまち広場は、福山市都市公園条例（昭和41年条例第64号）第34条の2の規定に基づき、総合体育館公園と併せて、公益財団法人福山市スポーツ協会が指定管理者として管理を行っている。

本件施設は、面積約1,000㎡、全面コンクリート舗装されている。初級者、中級者を主な対象としており、アップ・練習エリア（初級者向け）、直線的セクション・回遊式セクション（中級者向け）などがある。

本件施設の開場時間は、午前6時から日没までとなっており、休場日はない。利用に当たっては、事前の利用者登録が必要である。

(2) 増設施設について

増設施設は、かわまち広場において、本件施設に隣接する場所に、初級者向けスケートボードパークとして整備するものである。面積約1,000㎡、全面コンクリー

ト舗装の予定である。本件施設は初級者、中級者を対象としているが、初級者には難しいことと、本件施設が混雑していることから、増設するものである。

2 監査対象となる財務会計上の行為について

本件施設の存続、増設施設の建設その他スケートボード振興に関し今後発生する公金の支出のうち、本件請求において対象となる財務会計上の行為は何か。

(1) 本件施設及び増設施設に係る 2022 年度（令和 4 年度）に支出された公金

ア 財務会計上の行為には、支出負担行為、支出命令及び支払があり、それぞれ別個の行為とされる。この一連の行為の中で、例えば、支出負担行為があるが、支出命令や支払が行われていない場合、支出負担行為に基づき、今後支出命令及び支払が行われることになる。

また、翌年度以降に支出が予測される公金を直ちに特定することは困難であるが、経費の性質によっては、支出金額までの特定はできないとしても、相当の金額が今後相当の確実さをもって支出が予測されるかどうか判断できるため、まずはこれまでに支出された公金を調査し、翌年度以降相当の確実さをもって支出が予測されるかどうかについて検討した。

イ 2022 年度（令和 4 年度）に支出された公金は、別表に掲げるとおりである。

このうち、「2022 年度総合体育館公園等指定管理料」は、その一部に本件施設に関わる経費を含むものであるが、本件施設に関わる部分と総合体育館公園及び本件施設以外のかわまち広場に関わる部分を区分することは、人件費を始めとして困難である。

同様に、「エフピコアリーナふくやま一帯の賑わい創出実施業務委託」に係る委託料についても、その一部に本件施設を利用したスケートボード教室等の経費を含むものであるが、委託期間終了後の事業報告により内訳が確定するので、それまでは本件施設に関わる部分とそれ以外の部分を区分することは困難である。

(2) 令和 4 年度予算に計上されているが、2023 年（令和 5 年）1 月 10 日現在支出が行われていないもの

別表に記載したもののほか、支出負担行為は行われていないが、令和 4 年度福山市一般会計予算（当初）に計上されているものとして、本件施設及び増設施設への照明設備整備費（款：土木費、項：都市計画費、目：緑化事業費、事業：市単独事業費のうち、増設施設の整備費と合わせて 67,000 千円）がある。

(3) その他

上記以外にスケートボードの振興に関する予算、支出はない。

(4) 別表及び前記(2)に記載した公金の支出は、相当の確実さをもって予測されるか。

ア 別表に掲げる公金の支出のうち、相当の確実さをもって支出が予測されるものは、次のとおりである。

(7) 「2022 年度総合体育館公園等指定管理料」については、本件施設に関わる部分を特定することはできないが、本件施設に関わる一定の部分が含まれるもの

と認められる。しかし、2022年(令和4年)4月1日の支出負担行為額28,188,000円の全額について、2023年(令和5年)1月10日現在支払まで終わっている。

なお、2020年(令和2年)1月27日付け「指定管理者指定書」及び「総合体育館公園等に関する基本協定書」に基づき、本件施設を含むかわまち広場について、2023年度(令和5年度)末まで指定管理者に指定管理を行わせることとなっており、債務負担行為も設定されている。年度協定で定めることとされている指定管理料の額は確定できないものの、本件施設に関わる経費を含む2023年度(令和5年度)の指定管理料が支出されることは、相当の確実さをもって予測される。

(イ) 「エフピコアリーナふくやま一帯の賑わい創出実施業務委託」に係る委託料については、本件施設に関わる部分を特定することはできないが、2022年(令和4年)8月26日に支出負担行為(4,999,990円)が行われており、支出命令及び支払は、2023年(令和5年)1月10日現在行われていない。今後、事業実施状況により支出負担行為額が多少変更になる可能性はあるが、本件施設に関わる経費を含む委託料の支出命令及び支払が行われることは確実である。なお、2023年度(令和5年度)以降の事業の実施については、決定されていない。

(ウ) 「芦田川緑地かわまち広場スケートボードパーク整備工事」に係る工事請負費については、2022年(令和4年)10月17日に支出負担行為(31,904,730円)が行われており、支出命令及び支払は、2023年(令和5年)1月10日現在行われていない。今後、支出命令及び支払が行われることは確実である。

イ 前記(2)の照明設備の整備に係る予算については、令和4年度予算に計上されており、事業課において検討中であるものの、今後相当の確実さをもって事業費の支出が予測される。

(5) 以上により、本件請求において対象となる財務会計上の行為は、次のとおりである。

- ① 「総合体育館公園等指定管理料」について、2023年度(令和5年度)指定管理料(本件施設に関わる部分に限る。)の支出
- ② 「エフピコアリーナふくやま一帯の賑わい創出実施業務委託」に係る委託料4,999,990円の支出命令及び支払(本件施設に関わる部分に限る。)
- ③ 「芦田川緑地かわまち広場スケートボードパーク整備工事」に係る工事請負費31,904,730円の支出命令及び支払
- ④ 令和4年度予算に計上された、本件施設及び増設施設への照明設備整備費に係る支出

3 当該財務会計上の行為は、公序良俗に反し、又は税金の無駄遣いであり、違法又は不当であると言えるか。

請求人は、スケートボーダーのマナーの悪さから、スケートボードを美化する本件施設に係る公金の支出が公序良俗に反する違法なものである、また、スケートボードパークが必要ならば、愛好家が自分たちで建設すべきであり、増設施設の建設に公金を使う必要はないと主張する。さらに、本件施設の設置前後で、スケートボーダーの

マナーの悪さは変わらず、本件施設はマナー向上に役立っていないので、本件施設を維持すること及び増設施設を建設することは税金の無駄遣いであると主張する。

よって、本件施設又は増設施設に係る公金の支出が、公序良俗に反し、又は市長の裁量権の範囲の逸脱若しくは濫用によりなされた財務会計法規に違反した違法又は不当なものであるかどうか、本件施設はマナー向上に役立っていないので、本件施設を維持すること及び増設施設を建設することは税金の無駄遣いであり、本件施設又は増設施設に係る公金の支出が違法又は不当なものであるかどうかについて、検討する。

(1) 本件施設又は増設施設が公序良俗に反する違法なものかどうか。

まず、本件施設又は増設施設が公序良俗に反する違法なものかどうかについて、判断する。本件施設又は増設施設が公序良俗に反する違法なものであるならば、これらに係る公金の支出もまた違法になることが考えられるからである。

民法（明治29年法律第89号）第90条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする」と規定している。「公の秩序」とは国家社会の一般的利益を意味し、「善良の風俗」とは、社会の一般的道徳観念を指すが、両者の区別は必ずしも明瞭ではなく、具体的に、ある行為が公の秩序又は善良の風俗（以下「公序良俗」という。）に反するかどうかは、社会慣行と時代の倫理思想を探究して認定するべきものであるとされている。

そこで、本件施設の設置経過、目的、運営状況等又は増設施設の建設経過、目的等から、本件施設又は増設施設が公序良俗に反すると言えるかどうかについて、判断する。

ア 本件施設の設置経過、目的等

(ア) 本件施設の設置に当たっては、具体的な整備案について、市や河川管理者のほか、自治会連合会や河川利用団体も構成員とする「あしだかわ利活用推進委員会」の意見を聞きながら、策定している。同委員会は、芦田川水辺空間の利活用及び保全の具体について検討を行い、芦田川の水辺環境の向上を図るとともに、持続可能な利活用の促進及び保全に寄与する計画を策定することを目的に設置されたものである。

(イ) 本件施設の設置目的は、東京2020オリンピックを契機に増加が予測されたスケートボードの受け皿とするものである。

(ロ) 整備区域が芦田川の河川区域内であることから、土地の占用及び工作物の新築について、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の許可を受けている。また、許可内容に変更が生じたため、変更の許可を受けている。

(ハ) かわまち広場は、2020年（令和2年）3月20日に供用を開始した。本件施設についても、同日供用を開始した。

イ 本件施設の運営状況

(ア) かわまち広場は、指定管理者である公益財団法人福山市スポーツ協会が管理を行っている。

(イ) 本件施設の利用に当たっては、利用者が安全に本件施設を利用するため、福

山市都市公園条例第7条第2項及び福山市都市公園条例施行規則（昭和41年規則第72号）第5条の2第1項の規定により、利用者登録が必要となっている。利用者登録申請に当たり、本件施設利用のルールを守り、施設管理者の指示に従い利用する旨の誓約書に署名させている。

利用登録者数は、2022年（令和4年）11月30日現在、1,278人である。

- (ウ) 本件施設は、河川区域に設置された屋外施設であり、職員は常駐しておらず、利用者登録を行った者は、開場時間内であれば自由に利用できる。利用者は、お互いに譲り合いながら、利用する必要がある。このため、指定管理者は、1日4回定時に巡回し、マナー違反の利用者を発見した場合は、注意を行っている。

ウ 増設施設の建設経過、目的等

- (ア) 本件施設の設置後においても、かわまち広場や市内の公園、道路においてスケートボードによる迷惑行為が引き続き見られたことから、その原因を調査し、スケートボードパーク増設の必要性とスケートボードマナー向上のための対策方法を検討することとした。当該調査検討業務は、民間事業者に委託して実施した。

- (イ) 調査内容は、かわまち広場を始め公園6箇所（福山城公園周辺の路上を含む。）及びスケートボード販売店2箇所でのスケートボード利用者に対するヒアリング調査（2021年（令和3年）8月実施。以下「利用者ヒアリング」という。）と、先進自治体へのヒアリング調査（2022年（令和4年）2月実施）である。

- (ウ) 調査結果の概要は、次のとおりである。

公園や道路でスケートボードをすることは法令の制約がある一方で、スケートボードが東京2020オリンピックの正式種目となり、男女ともに金メダルを獲得したことにより、スケートボーダーが増加していることから、スケートボードを利用できる場所が少ないと分析した。また、利用者ヒアリングから、利用場所を増やすこと、夜間利用できる場所を増やすこと、施設の充実したスケートボードパークを整備することへのニーズが多いことが分かった。他方、本件施設については、夜間の利用ができない、混雑している、初心者には難しいとの利用者の不満があることも分かった。

先進自治体へのヒアリングでは、マナー向上には当事者たちとの意見交換が重要、施設整備後約3年経過し、施設に対する苦情はほぼなくなった、スケートボーダーリーダーや地元スケートボーダーによる周知がよい方向に向かっている、スケートボーダーリーダーからのSNS等による配信や見守りが効果的との回答を得ている。

- (エ) 調査結果により、スケートボード利用場所の増設ニーズがあったこと、及び本件施設への不満から多くの者がやむを得ず公園等を利用していると考察したことから、本件施設の隣接地に、初級者用のスケートボードパークを増設することとし、2022年（令和4年）10月17日に「芦田川緑地かわまち広場スケートボードパーク整備工事」請負契約を締結したものである。

- (オ) 増設施設の整備に当たっては、土地の占用の変更及び工作物の新築について、河川法第24条及び第26条第1項の許可を受けている。

エ 以上によれば、本件施設及び増設施設について次の点が認められる。

- (ア) 本件施設の設置に当たっては、行政が単独で決定したのではなく、本市や河川管理者のほか、自治会連合会や河川利用団体も構成員とする「あしだがわ利活用推進委員会」の意見を聞きながら、具体的な整備案を策定していること。
- (イ) かわまち広場の設置に当たっては、河川法の規定に基づく河川区域内の土地の占用許可及び工作物の新築許可を受け、増設施設の建設に当たっても、必要な河川法上の許可を受けており、所定の手続を踏んでいること。
- (ウ) 本件施設は、東京2020オリンピックを契機に増加が予測されたスケートボードの受け皿として設置したものであること。
- (エ) 増設施設の建設に当たっては、利用者ヒアリングの結果も踏まえ、施設の必要性、内容等を検討し、決定していること。また、増設施設の供用開始により、利用機会が増加することで、結果として禁止場所での迷惑行為の抑制につながる事が考えられること。
- (オ) 後記のとおり、本件施設などを活用したスケートボード教室等の実施により、マナー向上が図られることが期待できること。

オ スケートボードについて

さらに、請求人は、深夜にスケートボードをして他人に迷惑をかけ、あるいは死傷事故発生の恐れがあることをもって、スケートボードをするための施設である本件施設に対する公金の支出が公序良俗に反する違法なものと主張しているので、スケートボードについて触れておく。

スケートボードは、車輪が地面に接することにより、摩擦音が出る。アスファルトなど、表面が固く、少し凸凹があれば、大きな音となる。特に、夜間、道路等で滑れば、騒音と感じ、迷惑に思う市民が存在することは否定できない。また、公共空間では、他の歩行者等との接触事故の恐れがないとは言えない。

しかし、一部の者によるこのような迷惑行為があることをもって、スケートボード自体が悪であるとか、迷惑なスポーツであるなどとは言えない。東京2020オリンピックで正式種目に採用されたように、スケートボードはスポーツとして広く認知されている。

本件施設を含む本市の特徴的な施設資源を活用し、スポーツ人口の裾野を広げるとともに、エリア一帯の賑わい創出を目的に実施する「わがまちスポーツ推進事業」は、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の市の重点政策となっている。

カ 以上のことから、本件施設及び増設施設は、公序良俗に反するものとは言えない。そうすると、本件施設及び増設施設に係る公金の支出は、財務会計法規に違反する違法なものと言うことはできない。

(2) 本件施設又は増設施設に係る公金の支出が市長の裁量権の範囲の逸脱又は濫用によりなされたものかどうか。

ア 前記(1)のエの(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びに前記(1)のオに記載のとおり、市として相当の手続を経た上でスケートボード用の施設を整備することは、スポーツ

として広く認知されているスケートボードの利用者の増加が予測される中、合理性・妥当性に欠けるものとは言えず、本件施設の設置について及び本件施設に係る公金の支出について、市長に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められない。

イ 前記(1)のエの(エ)に記載のとおり、増設施設の建設については、利用者ヒアリングの結果も踏まえ、施設の必要性、内容等を検討し、決定していること、また、増設施設の供用開始により、利用機会が増加することで、結果として禁止場所での迷惑行為の抑制につながる事が考えられることから、合理性・妥当性に欠けるものとは言えず、増設施設に係る公金の支出について、市長に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められない。

(3) 本件施設又は増設施設に係る公金の支出が税金の無駄遣いであるかどうか。

次に、請求人は、本件施設の設置前後で、スケートボーダーのマナーの悪さは変わらず、本件施設はマナー向上に役立っていないので、本件施設を維持すること及び増設施設を建設することは税金の無駄遣いであると主張するので、その点について判断する。

ア 本件施設の利用状況

(ア) 指定管理者が1日4回の巡回時に確認した利用者数を基に推定した2021年(令和3年)4月から2022年(令和4年)10月までの月当たりの利用者数は、2021年(令和3年)11月の最大762人から同年9月の最小31人まで、平均では407人となっている。大雨等により本件施設が利用できない日が多い夏期及び厳冬期である1・2月の利用は少ない。照明がなく、夜間の利用ができないことを考えると、相応の利用があると考えられる。利用者ヒアリングからも、時間帯によっては混雑するほどの利用があると思われる。

(イ) また、2021年度(令和3年度)及び2022年度(令和4年度)に市の委託事業として実施した「エフピコアリーナふくやま一帯の賑わい創出実施業務」の一環として、本件施設を利用したスケートボード教室等を行っている。委託先は民間事業者である。

2021年度(令和3年度)は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるまん延防止等重点措置の実施に伴い、1月及び2月に予定されていた事業が中止されたものの、10月から12月にかけて、初心者向け小学生向け教室を3回(定員120人に対し参加113人。参加率94%)、経験者向け教室を3回(定員60人に対し参加41人。参加率68%)、小学生とその保護者向けの体験会を1回(定員40人に対し参加38人。参加率95%)、部門別コンテストを1回(定員60人に対し参加29人。参加率48%)の8事業を実施している。

2022年度(令和4年度)は、11月30日現在、初心者向け体験会を2回(定員40人に対し参加33人。参加率83%)、初級者向け教室を1回(定員20人に対し参加20人。参加率100%)、中級者向け教室を1回(定員20人に対し参加20人。参加率100%)、部門別コンテストを1回(定員130人に対し参加111人。参加率85%)の5事業を実施している。

参加率は、概ね80%を超えており、スケートボードに対する市民の関心と、教室等のニーズがあることが伺える。

イ 本件施設及び増設施設はマナー向上に寄与しているか。

本件施設は、東京2020オリンピックを契機に増加が予想されたスケートボードの受け皿として設置されたものであるが、本件施設の利用登録者数や前記アの利用状況から、本件施設が迷惑行為の抑制に一定の役割を果たしていることを否定することはできないと考える。

また、増設施設は、前記(1)のエの(エ)のとおり、利用者ヒアリングの結果も踏まえて、施設の必要性、内容等を検討し、建設を決定しており、増設施設の供用開始によって、利用機会が増加することにより、迷惑行為の抑制につながると考えられる。

さらに、本件施設などを活用したスケートボード教室等でのマナー啓発を今後も継続して行うことにより、マナー向上に寄与できると言える。

以上により、本件施設がスケートボードのマナー向上に役立っていないとは言えないことから、本件施設を維持すること及び増設施設を建設することは税金の無駄遣いであるとの主張は、理由がない。

4 結論

以上のとおり、本件施設及び増設施設は、公序良俗に反する違法なものとは言えず、本件施設及び増設施設に係る公金の支出についても、違法なものとは言えない。また、これらについて、市長に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとは認められない。

さらに、本件施設を維持すること及び増設施設を建設することは税金の無駄遣いであるとは言えず、本件施設及び増設施設に係る公金の支出は、違法又は不当なものとは言えない。

よって、監査対象事項の(3)について判断するまでもなく、本件請求は棄却されるべきものである。

第7 付記

本件施設及び増設施設に係る公金の支出が違法・不当なものと言えないことは以上のとおりであるが、一部のスケートボードにより、依然として迷惑行為が発生している状況が見られる。本市では、スケートボードが特に多い大規模公園では禁止看板の掲示や管理者による巡回を行い、JR福山駅周辺では地下通路への禁止看板の掲示や警察による注意などが行われているものの、引き続きその減少に向けて努力する必要があると考える。

今後も、公園や路上などで迷惑行為が発生している状況を把握し、注意喚起や啓発など、継続してマナー向上に一層取り組むとともに、先進自治体での事例を参考に、スケートボードリーダーやスケートボード販売店などと連携するなど、より効果的な対策を検討されたい。

別表

2022年度(令和4年度)に本件施設及び増設施設に関わり支出された公金

2023年(令和5年)1月10日現在

(単位:円)

項 目	費 目					支出負担行為日	支出命令日	支払日	備考
	款	項	目	事業	節	支出負担行為額	支出命令額	支払額	
1 本件施設の維持管理に要する経費									
2022年度総合体育館公園等 指定管理料	土木費	都市計画費	公園管理費	総合体育館公園等 指定管理料	委託料	2022/4/1	2022/4/1	2022/4/8	※1
						28,188,000	2,671,000	2,671,000	
							2022/4/27	2022/5/10	
							2,610,000	2,610,000	
							2022/5/26	2022/6/10	
							3,059,000	3,059,000	
							2022/6/27	2022/7/8	
							6,655,000	6,655,000	
		2022/9/26	2022/10/7						
		6,848,000	6,848,000						
		2022/12/23	2023/1/10						
		6,345,000	6,345,000						
2 本件施設を利用するイベント・行事に係る経費									
エフピコアリーナふくやま一帯 の賑わい創出実施業務委託	教育費	社会体育費	社会体育費	スポーツ振興費	委託料	2022/8/26	未命令	未支払	※2
						4,999,990			
3 増設施設の整備費									
芦田川緑地かわまち広場 スケートボードパーク整備工事	土木費	都市計画費	緑化事業費	市単独事業費	工事請負費	2022/10/17	未命令	未支払	
						31,904,730			

※1 この指定管理料は、総合体育館公園及びかわまち広場の指定管理に係る指定管理料を指定管理者に支出するもので、かわまち広場には本件施設も含まれるが、本件施設に係る部分の指定管理料を区分することは困難である。

※2 この業務委託の中で、サイクリングに関する事業などとともに、本件施設を利用したスケートボード教室等を行うものであるが、委託期間終了後の事業報告によってスケートボード関係経費が確定するものであり、現時点では本件施設に係る経費とその他の経費を区分することは困難である。